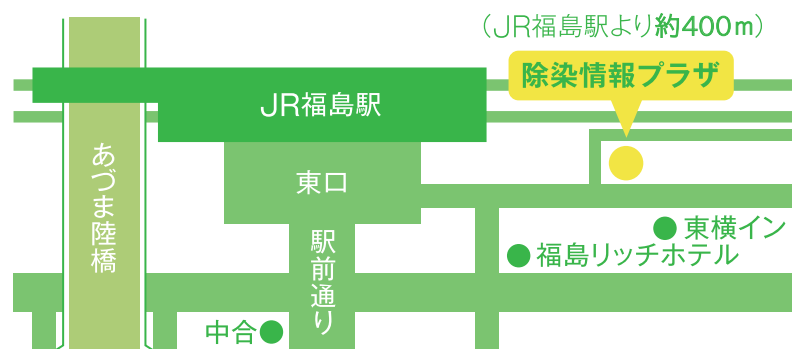


除染や仮置場についてより詳しくお知りになりたい方は、除染情報プラザをご活用ください。



福島県福島市栄町1-31 Tel.024-529-5668 10:00~17:00
休館日/月曜日(祝日の場合は翌日)

「除染情報プラザ」URL <http://josen-plaza.env.go.jp/>

環境省 福島環境再生事務所

福島県福島市栄町1-35 キャピタルフロントビル7F

環境省

東京都千代田区霞が関1-2-2

「除染情報サイト」URL <http://josen.env.go.jp/>

国による除染に関するお問い合わせ窓口

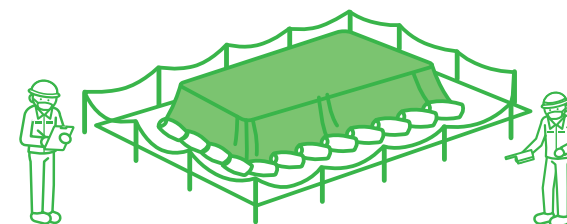
福島:024-523-5391 (8:30~17:15 土日祝除く)

東京:03-6741-4535 (9:30~18:15 土日祝除く)

保管場所って
なんで必要なの？

仮置場での保管について

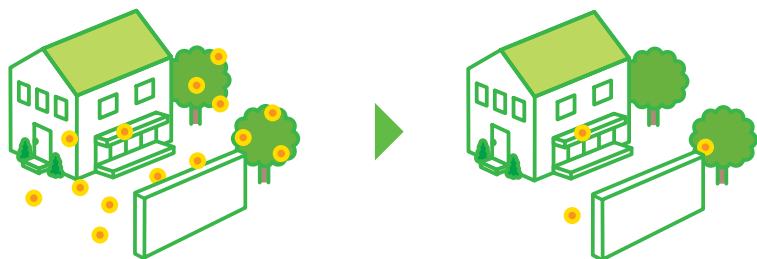
平成25年7月 第2版



除染の基礎知識

「除染」ってなに？

除染とは、みなさまの周りの建物や土などに付着した放射性物質を取りのぞき、さえぎり、遠ざけることです。



東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出された放射性物質が、建物や土などに付着しています。

除染により、それらの放射性物質を取りのぞいて、別のところに集め、外部への影響がないようさえぎり、距離をとることで、みなさまが受ける放射線量を減らします。

取りのぞいた土などはどうするの？

住民のみなさまのご協力を得て決定した一時的な保管場所で、安全性を確認しながら管理します。

1 除染による土などの除去



放射性物質を含む土などを取りのぞき、大型土のうなどの容器などに入れます。

2 仮置場や除染現場で一時的に保管

中間貯蔵施設へ搬出されるまで安全に保管します。
※保管場所の跡地は、汚染が残っていないことを確認します。

3 中間貯蔵施設での保管（福島県内）

減容化*などを行い、安全に保管します。
中間貯蔵施設は、国が責任を持って設置・管理します。



* 減容化とは、廃棄物を事前に破碎、圧縮、焼却することなどで、保管・処分する容量を少なくすることです。
※仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始ができるよう、国として最大限の努力をしていきます。

■ 中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了します。
※ひきつづき検討していきます。

除染を進めるためには、**取りのぞいた土などの保管場所**が必要です。

仮置場の安全性

仮置場は、放射線を遮へいしたり、周囲に放射性物質が漏れないようにしたりするなどの安全対策を講じて管理します。

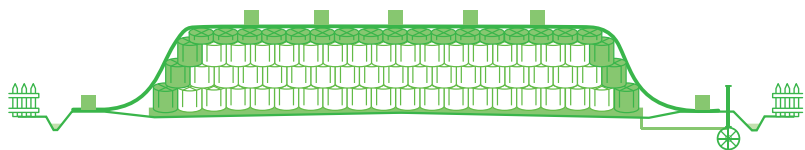
1 遠ざける

居住地域からの距離を十分に確保した上で、柵などを設置し、人が誤って仮置場に近づかないように防止します。



2 さえぎる

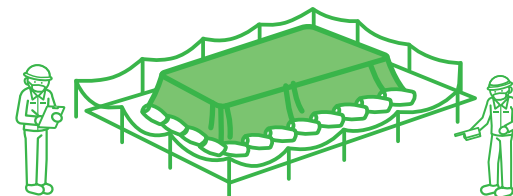
取りのぞいた土などは、フレキシブルコンテナや大型土のうなどに入れて、水を通さない層(遮水シートなどの防水シート)の上に置き、その上部を防水シートなどで覆います。取りのぞいた土などの飛散・流出を防ぎ、さらに雨水などの流入と地下水などの汚染を防ぎます。



フレキシブルコンテナや大型土のうなどは、汚染されていない山砂などを入れた遮へい土のうで囲むなどの方法で放射線をさえぎり、敷地境界での放射線量を周辺と同程度まで下げます。

3 管理する

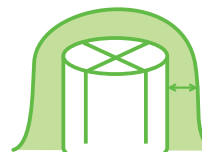
仮置場の設置後は、定期的に敷地境界での空間線量率を測定します。また、定期的に地下水を採取し、放射性物質の濃度を測定し、安全を確認します。



万一異常が発見された場合は原因を明らかにし、遮へい材の追加、施設の補修などの対策を速やかに行います。仮置場での保管は3年程度です。その後は、中間貯蔵施設へ搬入します。

放射線をさえぎる効果

・厚さ30cmの土で覆う



遮へい効果
97.5%

・厚さ50cmの土で覆う



遮へい効果
99.8%

・厚さ30cmのコンクリートで覆う

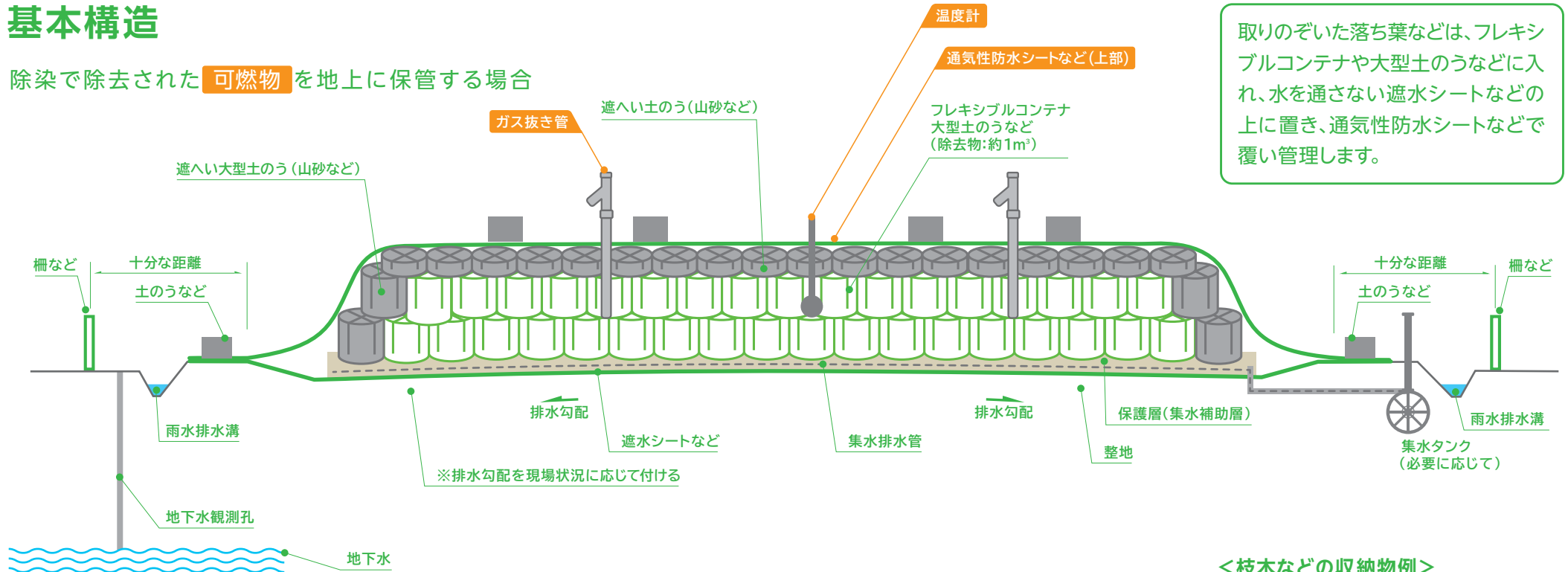


遮へい効果
98.6%

出典元:「埋設処分における濃度上限値評価のための外部被ばく線量換算係数」
(2008年、独立行政法人日本原子力研究開発機構)

基本構造

除染で除去された**可燃物**を地上に保管する場合



取りのぞいた落ち葉などは、フレキシブルコンテナや大型土のうなどに入れ、水を通さない遮水シートなどの上に置き、通気性防水シートなどで覆い管理します。

可燃物の特徴

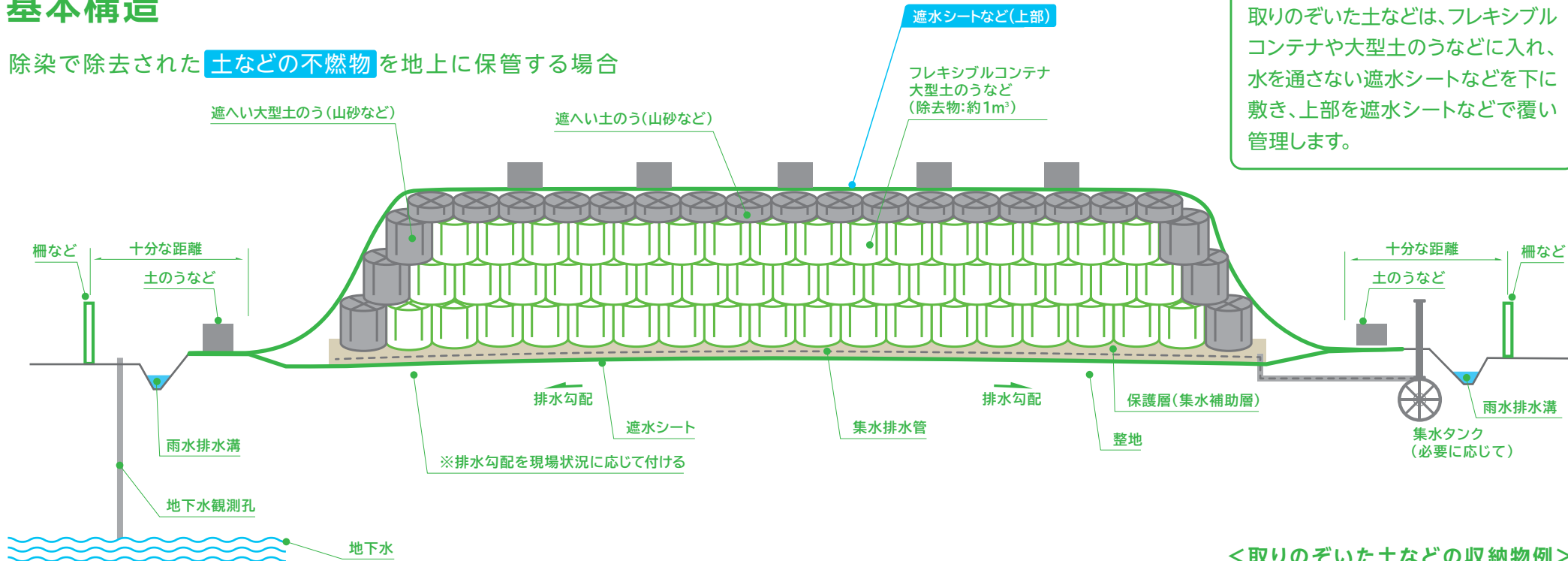
取りのぞいた落ち葉や落ちた枝、伐採した枝木や葉などの可燃物は、置いておくとガスが発生し、火災の原因になるおそれがあるので、通気性防水シートなどで覆い、ガス抜き管を設置します。また、定期的に廃棄物の保管状態を確認し、白煙や水蒸気などが確認された場合は内部の温度などを測定し、適正に管理します。

<枝木などの収納物例>



基本構造

除染で除去された **土などの不燃物** を地上に保管する場合



取りのぞいた土などは、フレキシブルコンテナや大型土のうなどに入れ、水を通さない遮水シートなどを下に敷き、上部を遮水シートなどで覆い管理します。

土などの不燃物の特徴

取りのぞいた土などの不燃物は、保管しておいてもガスは発生しないので、水を通さない遮水シートなどで覆って保管します。

<取りのぞいた土などの収納物例>



仮置場の設置の様子

仮置場は、耐久性のある資材を使い、安全性に配慮しながら設置します。



① 設置する場所を除染し、整地します。



② 必要に応じて保護マットを敷きます。



③ 防水シートなどを敷きます。



④ 砂による保護層を作ります。



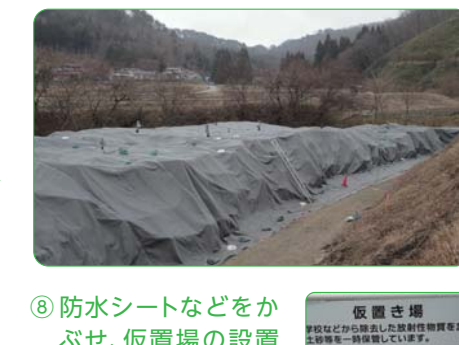
⑤ 集水排水管を設置します。



⑥ 取りのぞいた土などがいったフレキシブルコンテナや大型土のうなどを搬入します。



⑦ 山積みが完了し、ブルーシートなどで覆います。



⑧ 防水シートなどをかぶせ、仮置場の設置は完了です。設置後は柵や標識を立て管理します。



仮置場の設置後

継続的にモニタリングを行います。

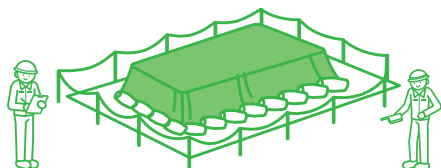
仮置場の設置後は、空間線量率や地下水の放射性物質の濃度などを継続的に測定します。

〈安全管理のポイント〉

外観の目視点検

雨水などの浸入防止

飛散・流出防止



遮へいと隔離

空間線量率などの記録保存

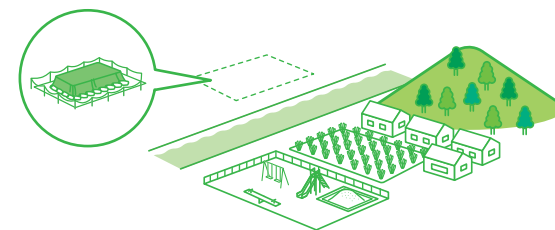
空間線量率などの監視

いつまで置くのですか？

3年程度の予定です。安全のために定期的に放射線量のモニタリングを行いながら保管した後、中間貯蔵施設に運び出します。

仮置場から移動した後の土地はどうしますか？

設置前の状態に戻します。



取りのぞいた土などは、最終的にどこで処分するのですか？

仮置場などで保管していた土などを集め、最終処分をするまでの間、安全に管理をするために、福島県内に中間貯蔵施設を作ります。中間貯蔵施設への搬入後、30年以内に福島県外の最終処分場で処分を完了します。

中間貯蔵施設はいつ作るのですか？

仮置場への本格搬入開始から3年程度で中間貯蔵施設への搬入が始まるよう、国として最大限の努力をしています。



まとめて置いても、大丈夫ですか？

集めた土自体に放射線をさえぎる効果があるので、安全に管理できます。まとめて置いても、放射線量は高くなりません。

離れることで、放射線の影響は減ります。



※上記の数値は一例です。

何かあっても、本当に大丈夫ですか？

仮置場のまわりを柵などで囲み、人の接近を防止し、周囲の放射線量と地下水などを継続的にモニタリングするなど、徹底した安全管理を続けます。モニタリングの結果、万一異常が発見された場合は、ただちに原因を明らかにし、遮へい材の追加、施設の補修などの対策を速やかに行います。

仮置場から放射性物質が漏れ出したりしないのですか？

フレキシブルコンテナや大型土のうなどの上部と下部に水を通さないシートなどを敷き、外部へ放射性物質が漏れ出さないよう、対策を講じています。

内閣府が実施したモデル実証事業において、設置された仮置場における地下水の定期モニタリングでは、放射性セシウム濃度の測定結果は検出限界未満でした。

土で覆っただけで、放射線の影響はないのでしょうか？

厚さ30cmの土で覆うと、約98%の放射線を遮へいすることができます。詳しくは4ページをご覧ください。

仮置場の跡地は汚染されないのですか？

地面や地下水を汚染しないように、防水シートなど保護層(集水補助層)を設置するなどして管理しています。仮置場の跡地は、汚染が残っていないことを確認します。